

再意見公募要領

1 再意見公募対象

接続料規則の一部を改正する省令案等

2 再意見公募の趣旨・目的・背景

接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）において規定されているアンバンドル機能のうち、①手動交換機能、②基地局設備用端末回線伝送機能、③呼関連データベース機能について、NTT 東西、接続事業者とも、既にこれらの機能を利用したサービスの提供を終了し、サービス利用者がいないこと等から、アンバンドル機能から削除する等の関係規定の整備を行うもの。（別添の報道資料の「接続料規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果及び再意見募集」のとおり。）

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 再意見の提出方法

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、再意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、再意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、再意見提出期限までに提出してください。

なお、提出再意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： setsuzoku_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※再意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口

(e-Gov) を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接再意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 あて

別途、再意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5848

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 再意見提出期間

平成 28 年 2 月 27 日（土）から平成 28 年 3 月 11 日（金）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・再意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの再意見には、当該再意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された再意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出再意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された再意見とともに、再意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で再意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

- ・再意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・再意見提出期間の終了後に提出された意見、再意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出再意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された再意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された再意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された再意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出再意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担 当：岡本、伊澤

電 話：03-5253-5844

F A X：03-5253-5848

電子メールアドレス：setsuzoku_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

再 意 見 書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号
(ふりがな)
住所(所在地)
(ふりがな)
氏名(法人又は団体名等)(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「接続料規則の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

- 注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見